

人間ドック受診料を助成します

問合せ：住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1868
高齢介護担当 ☎ 991-1884

松伏町国民健康保険の被保険者の方

■要件/次の要件にすべて該当する方

- ▶ 受診申請日及び受診日に松伏町国民健康保険に加入している方
- ▶ 受診日に35歳以上の方
- ▶ 人間ドックの助成を受ける年度に特定健康診査を受診していない方及び受診する予定のない方
- ▶ 国民健康保険税を完納されている方
- ▶ 受診結果の一部を国へ統計資料として提供することに同意していただける方

■定員/150名(申込み順)

■助成額/人間ドックに要した費用の7割(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、20,000円を限度とします。

■申込み/①国民健康保険証 ②免許証などの本人確認書類 ③特定健康診査受診券(5月下旬に発送)を持参の上、国保年金担当へお申し込みください。

※受診票等を発行しますので、必ず人間ドック受診前にお申し込みください。(受診後の申請は受け付けできません)。

■申請/人間ドック受診後の1か月以内に

- ①国民健康保険証
- ②人間ドック検診結果表(写)
- ③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)
- ④預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、国保年金担当に申請してください。

■注意事項/人間ドックの助成を受けることと特定健康診査の受診は同一年度にはできません。

後期高齢者医療保険の被保険者の方

■要件/次の要件にすべて該当する方

- ▶ 松伏町に住民票がある方又は松伏町から県外の介護施設等に入所している方(住所地特例適用の方)
- ▶ 後期高齢者健康診査(集団検査)を受診していない方
- ▶ 後期高齢者医療保険料を完納されている方

■定員/25名(申込み順)

■助成額/人間ドックに要した費用(100円未満の端数がある場合は切り捨て)とし、20,000円を限度とします。助成は1人につき同一年度中(4月～3月)に1回限りです。また、転入前の市区町村で助成を受けた場合や他の制度により助成を受けている場合には、助成を受けることができません。

■申込み/受診前に電話で高齢介護担当(991-1884)へお申し込みください。

■申請/人間ドック受診後1か月以内に

- ①後期高齢者医療保険証
- ②人間ドック検診結果表
- ③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)
- ④預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、高齢介護担当へ申請してください。

平成27年4月から国民年金保険料が変わります

問合せ：住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1870

平成27年度の国民年金保険料は月額15,590円になります。

日本年金機構より送付される納付書で、金融機関又はコンビニエンスストアで納付することができます。また、納付忘れがないよう便利な口座振替で納付することもできます。

なお、まとめて前払いすると割引が適用されます。